

生活困窮者等巣立ち応援事業費補助金（かながわつばさプロジェクト）
よくある質問と回答（2025 年 5 月版）

1. 総則

	質問	回答
1-1	対象者の年齢は	39 歳以下（補助年度の 4 月 1 日時点）です。年齢の下限はありません。
1-2	住所要件はあるか	原則として神奈川県在住者です。居住の実態があれば良く、住民登録や居住期間は不問です。なお、例外として、県外在住であっても県内の大学等を受験、居住、就職する予定の者も含みます。
1-3	どのような者が補助対象となるのか	生活困窮世帯等（生活保護・ひとり親を含む）、ケアリーバー、被虐待経験者、不登校・ひきこもり、ケアラー・ヤングケアラー、その他進学・就職・居住に困難を抱える者です。（詳細は、各項目に記載します。）
1-4	補助金の支給先は保護者でもよいか	原則として、子ども・若者本人に支給しますが、18 歳未満の場合など適当と判断する場合は、保護者に支給することも可能です。

2. 対象者の定義

	質問	回答
2-1	生活困窮世帯等とは	以下のいずれかに当てはまる世帯 ①生活保護世帯 ②一定の世帯年収以下の生活困窮世帯 ③病気などの理由で就業が困難な世帯 ④ひとり親の世帯 ⑤その他の特別な事情があると認められる世帯
2-2	生活困窮世帯の「一定の世帯年収」の金額とは	一定の世帯年収とは以下のとおりです。

	質問	回答
2-2	世帯（父母等養育者）の総収入又は合計所得金額が一定の基準以下であること	
	ア 総収入 (単位:万円)	
	世帯人数	2人 3人 4人 5人
	一般世帯	— 441.0 504.9 573.7
	ひとり親	405.7 496.6 577.2 639.6
	イ 合計所得 (単位:万円)	
	世帯人数	2人 3人 4人 5人
	一般世帯	— 308.7 359.9 414.9
	ひとり親	280.5 353.2 417.5 467.4
	※単身世帯の場合は、ひとり親世帯の世帯人数2人を適用する ※ひとり親世帯には所得制限はないが、上記金額を超える場合は、支援の必要性を慎重に判断 ※東京都受験生チャレンジ支援貸付事業の所得制限を準用	
2-3	生活困窮世帯の年収の確認方法は	市町村が発行する所得証明の提出は求めず、登録団体の調査・判断に委ねます。養育者等の給与明細や預金通帳などにより判断してください。
2-4	ケアリーバーとは	以下のいずれかに当てはまる場合 ① 児童養護施設など社会的養護の下で生活しており、2026年4月までに退所する予定があること（※措置延長される場合は、例外的に退所する予定がなくても可） ②里親の下で現在生活していること ③過去に①②で生活していたこと
2-5	被虐待経験者とは	過去または現在に、家族等から虐待を受けている者
2-6	虐待経験からの経過年月に制限はあるか	制限はありません。
2-7	虐待について刑事事件化されている必要があるか	刑事事件化されている必要はありません。
2-8	虐待を受けていることの認定は、誰がするのか	児童相談所が関与したケース又は各NPOで判断してください。

	質問	回答
2-9	不登校とは	過去又は現在に、以下の定義に当てはまる状態の者を指します。 <u>年度中に連続又は継続して 30 日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）</u>
2-10	過去（昨年度以前）に 30 日以上欠席していた場合は対象となるか	過去に不登校の場合も対象となります。その上で、現在、何らかの困難を抱えていて、支援団体による支援がされていれば対象となります。
2-11	ひきこもりとは	過去又は現在に、以下の定義に当てはまる状態の者を指します。 さまざまな要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には 6 か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい。広義のひきこもり）
2-12	ケアラーとは	過去又は現在に、以下の定義に当てはまる状態の者を指します。 こころやからだに不調のある人の介護、看病、療育、世話、気づかいなど、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする者
2-13	ヤングケアラーとは	過去又は現在に、以下の定義に当てはまる状態の者を指します。 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満のこども

3. 支援金の取扱い

	質問	回答
3-1	支援金額の上限はいくらか	いずれも1人あたり 大学等の受験費用 35,000 円 住居の契約費用等 25,000 円 就職活動の準備費用 40,000 円
3-2	支援金額を下回った場合は、返還が必要か	使用した額が支給した額を下回った場合は返還する必要があります。 まったく使わなかった場合も返還の必要があります。
3-3	支援額は上限額まで支給する必要があるか	必ずしも支援上限額まで一律に支給する必要はありません。申請者の状況をヒアリングし、必要と思われる金額を支給してください。
3-4	支援額を分割払いすることは可能か	可能です。その場合は、支払いの都度支給決定通知書を発行してください。
3-5	銀行口座を持たない者には、現金支給も可能か	可能です。領収書を提出してもらってください。
3-6	各支援項目を複数もらうことは可能か	可能です。ただし、同一年度に同一項目を複数回もらう（受験費用を2回もらう）ことはできません。
3-7	大学受験費用 35,000 円の範囲内であれば2校の受験費用を支給してもよいか。	35,000 円の範囲内であれば2校の受験費用に充てても構いません。
3-8	複数の項目の支給を受けたとき、流用は可能か。	総額の範囲で流用は可能です。 ただし、各項目が0円となる流用は不可例：住居＋就職で、 25,000 円＋40,000 円＝65,000 円の時 住居 45,000 円＋住居 20,000 円→○ 住居 65,000 円＋住居 0 円→×

4. 対象経費

	質問	回答
4-1	いつからの経費が対象となるか。	県が神奈川子ども未来ファンドに補助金交付決定をした日(2025年4月24日)から年度末までに使用した経費が対象

	質問	回答
		です。
4-2	大学等の受験費用について、「大学等」とは、何を指すか。	大学・短大・専門職大学・専修学校・各種学校・大学院を指します。
4-3	県外の大学等も可能か。	対象者が県内に在住している場合に限 り、県外の大学等の受験費用に使用 できます。また、県外在住であっても 県内大学等への進学の場合は対象で す。 県内在住・県内大学等→○ 県内在住・県外大学等→○ 県外在住・県内大学等→○ 県外在住・県外大学等→×
4-4	受験費用とは何を指すか。	大学等の受験料のほか、受験会場ま での交通費、参考書等の購入費、受 験の面接に要する服飾購入費（服 飾の種別は不問。）など、受験に必 要な費用を指します。
4-5	受験した結果、不合格となっ たら返還する必要があるか。	返還は不要です。 但し、受験申込をしなかった、ま たは、病気・けが等やむを得ない理 由がないにもかかわらず受験しな かった場合は返還となります。
4-6	高校受験の費用は対象となる か。	高校受験の費用は対象になりませ ん。
4-7	住居の契約費用等とは何を 指すか。	・住居契約の敷金・礼金 ・保証人契約にかかる費用 ・一人暮らしのための家具・家電 等の生活用品 ・引っ越し費用 など住居を設定する際に必要とな る費用を指します。
4-8	就職活動の準備費用とは何を 指すか。	・スーツ・鞆・靴等の服飾費 ・就活の会場や就労訓練の場所ま での交通費 など就職するにあたり必要な経 費を指します。

	質問	回答
4-9	非正規雇用も対象か。	正規・非正規は問いません。
4-10	資格試験のための経費は対象になるか。	就職活動の準備費用としては対象となります。一方、大学等の受験費用としては対象外です。
4-11	補助金をNPO等の活動経費に充てることはできるか。	できません。当事業に必要な事務費は別途お支払いします。
4-12	若者が他の補助金と重複して受給することはできるか。	当事業は重複受給可能ですが、重複する補助金の方が不可という場合もありますので、支給先に確認してください。

5. 証憑類（領収書等）について

	質問	回答
5-1	領収書の紛失について	昨年度、領収書を紛失してしまったケースが散見されました。 あくまでも公金を利用していることから使途の確認のために領収書は必須となります。当事者の皆さんには領収書がないと精算できないことを事前にご説明ください。
5-2	領収書の必要要件	・日付 ・宛先（当事者本人の名前） ・合計金額 ・商品明細 ※合計金額のみの領収書は不可。 ※必ず購入した商品が分る明細を添付してください。
5-3	ネットで決済したり購入した場合は何を添付するか。	必要要件を満たす情報が記載されている資料を添付してください。 （PC画面のハードコピーやスマートホンのスクリーンショット等）
5-4	交通費の扱い	「交通費精算書」に必要事項を記載してください。 ・日付 ・支払先 ・乗車区間

	質問	回答
		・ 金額 ・ 訪問先 ※新幹線、航空券等は「交通費精算書」を使用せず、領収書を添付してください。
5-5	大学等の受験費用の証憑	・ 受験料領収書 (領収日、受験日、金額、学校名) ・ 参考書等の領収書 ・ 服飾購入時の領収書
5-6	住居の契約費用等の証憑	・ 不動産賃貸契約の契約書又は請求書 ・ 家電製品等購入時の領収書
5-7	就職活動の準備費用の証憑	・ 服飾購入時の領収書 ・ 備品や消耗品購入時の領収書 ・ 高卒認定や各種資格受験費用の領収書

6. 事業の手続き

	質問	回答
6-1	対象者に補助金を支給するまでの事務の流れは	① 登録団体から神奈川子ども未来ファンドに補助申請 ② 神奈川子ども未来ファンドから登録団体に補助金交付決定・補助金支給 ③ 対象者から登録団体に補助申請 ④ 必要に応じてヒアリング実施 ⑤ 登録団体から対象者に補助金交付決定通知・補助金支給
6-2	補助金を支給した後の事務の流れは	① 対象者から登録団体に実績報告 ② 登録団体から神奈川子ども未来ファンドに実績報告、余った額を精算してください。

7. アウトリーチ等支援

	質問	回答
7-1	アウトリーチ等支援単独での申請はできますか。	単独では申請できません。 社会に巣立つための初期費用の支援と合わせて申請してください。 なお、社会に巣立つための初期費用の支援は、単独での申請が可能です。
7-2	支援対象者1人に対して、支援員が複数人対応する場合は、4,500円×支援員数となりますか。	なりません。支援員がお一人の場合も、複数の場合も1回あたり4,500円とします。4,500円×延べ支援回数により算出してください。
7-3	路上での巡回相談や学校等への訪問相談など、明確な支援対象者がいない場合のアウトリーチ等の支援は対象となりますか。	対象とはなりません。 ただし、団体が支援対象者として、明確に個人を認識した日付以降のアウトリーチ等支援は対象となります。
7-4	どのような支援記録を取ればよいですか。	支援対象者、支援日、支援員氏名、支援方法、支援概要、訪問先等を記録してください。(様式をご参照ください。)
7-5	いつからの支援が対象となるか。	県が神奈川子ども未来ファンドに補助金交付決定をした日(2024年4月23日)から年度末までに支援した分が対象となります。
7-6	1回の支援で4,500円以内で収まった場合、返還の必要はあるか。	返還の必要はありません。
7-7	遠方への同行支援のためレンタカーを使うが、領収書の提出は必要ですか。	領収証等の提出は不要です。
7-8	同一支援対象者へ2回支援する場合、ある日は4,500円もかかっておらず、ある日は遠方への同行支援で4,500円以上かかる場合は2度の合計9,000円の中でやりくりをすればいいのか。	その通りです。

8. 応募団体の資格

	質問	回答
8-1	「かながわ生活応援サイト」に未登録だが、どのように登録したらよいか。	「かながわ生活応援サイトへの情報掲載依頼書」に必要事項を記載の上、補助金の申請と合わせて提出してください。
8-2	「こどものみらい応援ネット」に未登録だが、どのように登録したらよいか。	「こどものみらい応援ネットへの情報掲載依頼書」に必要事項を記載の上、補助金の申請と合わせて提出してください。